

東京都北区子どもの権利擁護委員に関する規則を公布する。

令和六年九月二日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十三号

東京都北区子ども権利擁護委員に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区子ども権利と幸せに関する条例（令和六年三月
東京都北区条例第三号。以下「条例」といいます。）第二十四条第一項の規定に
基づき設置する東京都北区子ども権利擁護委員（以下「権利擁護委員」とい
ます。）の仕事等について、条例で定めるもののほか、必要な事項を定めるもの
とします。

（権利擁護委員会議）

第二条 次に定める事項について協議するため、権利擁護委員全員で構成する権利
擁護委員会議を置きます。

一 権利擁護委員の仕事の方針に関すること。

二 権利擁護委員の活動状況の報告に関すること。

三 前二号に定めるもののほか、権利擁護委員の仕事に関し協議が必要なこと。

2 権利擁護委員会議に代表権利擁護委員を置き、権利擁護委員の互選によりこれ
を定めるものとします。

3 代表権利擁護委員に事故があるときまたは代表権利擁護委員が欠けたときは、
あらかじめ代表権利擁護委員の指名する権利擁護委員が、その仕事を代理します。

- 4 権利擁護委員会議は、代表権利擁護委員が招集するものとします。
- 5 前各項に定めるもののほか、権利擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表権利擁護委員が定めるものとします。
- (身分証明書の携行)
- 第三条 権利擁護委員は、権利擁護委員の仕事を行う場合、身分証明書(別記第一号様式)を常に携帯し、事案の関係者から求められたときは、これを提示しなければなりません。
- (子どもの権利相談補助員の設置)
- 第四条 権利擁護委員の仕事を補佐するため、子どもの権利相談補助員(以下「相談補助員」といいます。)を置きます。
- (権利擁護委員への申立ての取扱い)
- 第五条 子ども(その子どもに係のある人をふくみます。)は、条例第二十六条の規定により、条例第二十四条第二項第三号の要請または同項第四号の意見の表明(以下「要請または意見の表明」といいます。)を行うことを求める場合には、申立書(別記第二号様式)により権利擁護委員に対し、申立てを行わなければなりません。ただし、権利擁護委員が特に必要があると認める場合は、口頭による申立てを行うことができます。
- 2 相談補助員は、前項の申立てがあつた場合には、当該申立ての趣旨、内容等に

ついて聞き取りを行い、事案の概要および問題の所在を整理した上で、権利擁護委員と協議するものとします。ただし、権利擁護委員が必要と認める場合には、直接、権利擁護委員が聞き取りを行うことができます。

3 権利擁護委員は、子どもが子どもの権利の侵害を受けているときその他子ども
の権利を保障するために必要があると認めるときは、条例第二十四条第二項第二
号に規定する調査および調整（以下「調査等」といいます。）を開始することが
できます。

（調査等を行わない場合）

第六条 権利擁護委員は、前条第一項の申立てが次のいずれかに当てはまるときは、
調査等を行わないことができます。この場合において、権利擁護委員は、調査等
対象外通知書（別記第三号様式）により、当該申立てを行った者に通知するもの
とします。

一 実際に裁判で争っている場合またはすでに裁判所において判決等があった場
合

二 具体的な権利侵害がない場合

三 前二号に定めるもののほか、権利擁護委員が調査等を行う必要がないと認め
る場合

（調査等の意向の確認）

第七条 権利擁護委員は、調査等を行う場合において、当該調査等の実施が調査等の当事者である子どもからの申立てによるものでないときは、調査等を行うことについて、事前に当該子どもの意向を確認しなければなりません。ただし、当該子どもの意向の確認が難しい場合は、その保護者の意向を確認するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが置かれている状況等を考慮し、権利擁護委員が必要があると認めるときは、当該子どもまたは保護者の意向によらず調査等を行うことができず。

3 権利擁護委員は、事案の解決に必要な場合、調査等実施通知書（別記第四号様式）により、関係者等にあらかじめ通知した上で、当該関係者等に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録の閲覧または写しの提出を求めるほか、必要な協力を求めることができます。

（調査等の中止）

第八条 権利擁護委員は、調査等の開始後に、権利侵害の事実が確認できないときまたは調査等の必要がないと認めるときは、調査等を中止することができます。

2 権利擁護委員は、前項の中止を行う場合において、申立者、当該申立てに係る子ども、その保護者その他の調査等に係る関係者（次条において「調査等関係者」といいます。）に、調査等中止通知書（別記第五号様式）により通知するものとします。

(調査等の終了)

第九条 権利擁護委員は、調査等が終了した場合は、調査等結果通知書（別記第六号様式）により調査等関係者に通知するものとします。

(要請等の取扱い)

第十条 権利擁護委員は、調査等の結果、子どもの権利の侵害からの救済を図るため特に必要があると認める場合は、要請または意見の表明を行うことができません。

2 権利擁護委員は、前項の規定により要請または意見の表明を行う場合は、第二条に規定する権利擁護委員会議による合議によらなければなりません。

3 権利擁護委員は、第一項の規定により要請または意見の表明を行う場合は、要請または意見の表明に係る当事者に対して事前に予告しなければなりません。

4 権利擁護委員は、第一項の規定により要請または意見の表明を行う場合は、要請・意見表明通知書（別記第七号様式）により、事前に区長に通知をするものとします。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、権利擁護委員の仕事等に関し必要な事項は、区長が定めます。

付 則

この規則は、令和六年九月十日から施行します。

第1号様式（第3条関係）

（表）

身分証明書	
写真	職 名 東京都北区子どもの権利擁護委員
	氏 名
<p>上記の者は、東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例第24条第1項に規定する東京都北区子どもの権利擁護委員であることを証明します。</p>	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
東京都北区長	
印	

（裏）

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例（抜粋）
（子どもの権利擁護委員）
第二十四条 区は、子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るために、東京都北区子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」といいます。）を置きます。
2 権利擁護委員は、次に定める仕事を担当します。
一 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
二 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
三 子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
四 子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見の表明をすること。
五 子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。
3～5 （略）
6 権利擁護委員は、仕事において、知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

東京都北区子どもの権利擁護委員 へ

申立者 住 所

氏 名

電 話 番 号

申 立 書

東京都北区子どもの権利擁護委員に関する規則第5条の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

権利侵害を受けたと思われる人	住所			
	氏名			
	年齢		申立者との関係	
	関係する学校、施設等			
申し立てること	<input type="checkbox"/> 条例第24条第2項第3号の要請 <input type="checkbox"/> 条例第24条第2項第4号の意見の表明			
求める要請・意見の表明の内容				
申立ての原因の事実及びその事実の年月日				

他の機関等へ の相談状況 <small>じょうきょう</small>	
備考	

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

東京都北区子どもの権利擁護委員

印

調査等対象外通知書

年 月 日付け申立書による申立てについては、東京都北区
子どもの権利と幸せに関する条例第24条第2項第2号の調査および調整
をしないこととしますので、通知します。

記

調査および調整をしない理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

様

東京都北区子どもの権利擁護委員

印

調 査 等 実 施 通 知 書

子どもの権利の侵害^{しんがい}について、下記のとおり東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例第24条第2項^{こう}第2号の調査および調整をしますので通知します。

記

- 1 子どもの権利の侵害^{しんがい}についての概要^{がいよう}
- 2 調査および調整をする理由
- 3 調査および調整の内容
- 4 備考

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

様

東京都北区子どもの権利擁護委員

印

調 査 等 中 止 通 知 書

下記の子どもの権利の侵害^{しんがい}についての東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例第24条第2項^{こう}第2号の調査および調整を中止しましたので通知します。

記

- 1 子どもの権利の侵害^{しんがい}の概要^{がいよう}
- 2 中止の理由

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

様

東京都北区子どもの権利擁護委員

印

調査等結果通知書

下記の子どもの権利の侵害^{しんがい}についての東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例第24条第2項^{こう}第2号の調査および調整^{しゅうりょう}が終了^{しゅうりょう}しましたので、その結果を通知します。

記

- 1 子どもの権利の侵害^{しんがい}の概要^{がいよう}
- 2 調査および調整の結果

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

東京都北区長 様

東京都北区子どもの権利擁護委員

印

要 請 ・ 意 見 表 明 通 知 書

下記の子どもの権利の侵害^{しんがい}についての東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例第24条第2項^{こう}第2号の調査および調整の結果、要請・意見^{ようせい}の表明をしますので、通知します。

記

- 1 子どもの権利の侵害^{しんがい}の概要^{がいよう}
- 2 要請・意見^{ようせい}の表明の内容
- 3 要請・意見^{ようせい}の表明の時期

東京都北区生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年九月二十六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十四号

東京都北区生活保護法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区生活保護法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第三条第一項中「写」を「写し」に改め、同条第三項中「第二号から」を「第三号及び」に、「写」を「写し」に改める。

第七条第二項中「写」を「写し」に改める。

第十条の見出しを「（進学・就職準備給付金）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項第一号中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同項第二号中「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に改め、同条第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金の」に、「進学準備給付金の」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

別記第十四号様式中「州」を「州」に改める。

別記第二十三号様式を次のように改める。

就労自立給付金申請書

東京都北区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏 名
個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった理由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください。）

利用する 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

別記第二十六号様式を次のように改める。

進学・就職準備給付金申請書

東京都北区福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)

氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 申請者の生年月日 _____ 年 月 日

3 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
名 称 _____

4 進学・就職後の居住先 (該当する口にチェックを入れてください。)

進学・就職前の住宅と同じ

転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)

居住(予定)地 _____

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1)進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し等

② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等

③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書、賃貸借契約の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2)就職の場合

① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
- ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し

・その他確実に就職先に就職することを証する書類

② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等

③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書、賃貸借契約の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写し等の書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く。)

記号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する口にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

